

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定について（案）

1. 改定率 0.44%

令和元年度におけるあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定率については、本年10月に予定されている消費税率の10%への引上げに伴い、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう施術所における経費の増加が見込まれることから、診療報酬における消費税対応分の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

（参考）今回の診療報酬全体改定率 0.88%

平成26年：診療報酬全体改定率 1.36%（あはき改定率0.68%）

2. 改定の内容（案）

あんまマッサージ指圧、はり・きゅう療養費の前回（平成26年）の消費税改定も踏まえ、以下の施術料金への上乗せを行う

【改定案（あん摩マッサージ指圧）】

	現行	引上額	改定後
温罨法	80円	30円	110円
温罨法＋ 電気光線器具	110円	40円	150円
変形徒手矯正術	780円	10円	790円

【改定案（はり・きゅう）】

	現行	引上額	改定後
初検料（1術）	1,610円	100円	1,710円
初検料（2術）	1,660円	100円	1,760円
施術料（2術）	1,580円	10円	1,590円

3. 施行日

消費税率の引上げが、本年10月1日に予定されていることから、同日の施行とする

あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の算定について

【平成30年6月～】

○マッサージ 1局所につき 340円

※局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 80円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 110円加算

○変形徒手矯正術 1肢につき 780円

※対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○距離加算を往療料に振り替えて包括化

往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円 【新設】 ※平成30年10月1日～

はり師、きゅう師の施術に係る療養費の算定について
【平成30年6月～】

初回	2回目以降
<p>○初検料</p> <p>①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,610円</p> <p>②2術(はり、きゅう併用)の場合 1,660円</p>	
<p>○施術料</p> <p>①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,540円</p> <p>②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,580円</p>	
<p>○電療料</p> <p>・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算</p>	
<p>○距離加算を往療料に振り替えて包括化</p> <p>往療料 2,300円 4km超 2,700円</p>	
<p>○施術報告書交付料 300円 【新設】 ※平成30年10月1日～</p>	

令和元年度診療報酬改定について（消費税引上げ分）

- 診療報酬本体改定率 + 0. 4 1 %

- 薬価等改定率 + 0. 4 7 %

- 全体改定率 + 0. 8 8 %